

日本風力開発株式会社「(仮称)三森峠風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年8月31日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県郡山市、須賀川市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大69,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年10月12日
環境大臣意見受理	平成28年12月22日
経済産業大臣意見発出	平成29年 1月 5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 6日
住民意見の概要等受理	平成29年 5月31日
福島県知事意見受理	平成29年 8月10日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月31日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称)三森峠風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

対象事業実施区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である猪苗代湖の湖水浴場、高旗山の登山道、東北自然歩道「新奥の細道」等があるため、これらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行い、その結果を踏まえ、予測及び評価を実施した結果を準備書に具体的に記載すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)